

(別添)

○ やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年11月17日障障発第1117002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行
障障発第1117002号 平成18年11月17日	障障発第1117002号 平成18年11月17日
一部改正 障障発第0526001号 平成20年5月26日	一部改正 障障発第0526001号 平成20年5月26日
一部改正 障障発第0701001号 平成21年7月1日	一部改正 障障発第0701001号 平成21年7月1日
一部改正 障障発0331第2号 平成22年3月31日	一部改正 障障発0331第2号 平成22年3月31日
一部改正 障障発0928第1号 平成23年9月28日	一部改正 障障発0928第1号 平成23年9月28日
一部改正 障障発0330第2号 平成24年3月30日	一部改正 障障発0330第2号 平成24年3月30日
一部改正 障障発0626第1号 平成24年6月26日	一部改正 障障発0626第1号 平成24年6月26日
一部改正 障障発0329第11号 平成25年3月29日	一部改正 障障発0329第11号 平成25年3月29日
一部改正 障障発0331第1号 平成26年3月31日	一部改正 障障発0331第1号 平成26年3月31日
一部改正 <u>障障発1001第2号</u> <u>平成26年10月1日</u>	
各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿	各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長
身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法	身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法

第15条の4第1項若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6の規定に基づき、平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成18年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。

おって、平成18年3月31日障障発第0331001号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」は廃止する。ただし、平成18年9月30日以前に行われたやむを得ない事由による措置に係る単価等の取扱いについては、なお従前の例による。

記

1～9（略）

（別紙）

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準

（1）障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の利用者負担額

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特	円	0

第15条の4第1項若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6の規定に基づき、平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成18年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。

おって、平成18年3月31日障障発第0331001号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」は廃止する。ただし、平成18年9月30日以前に行われたやむを得ない事由による措置に係る単価等の取扱いについては、なお従前の例による。

記

1～9（略）

（別紙）

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準

（1）障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の利用者負担額

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	円	0

		定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者（以下、「被保護者等」という。）		
		前年分の対象収入額の年額区分		
2	1	0 円～	270,000円	0
3	階	270,001	～ 280,000	1,000
4	層	280,001	～ 300,000	1,800
5	に	300,001	～ 320,000	3,400
6	該	320,001	～ 340,000	4,700
7	当	340,001	～ 360,000	5,800
8	す	360,001	～ 380,000	7,500
9	る	38,0001	～ 400,000	9,100
10	者	400,001	～ 420,000	10,800
11	以	420,001	～ 440,000	12,500
12	外	440,001	～ 460,000	14,100
13	の	460,001	～ 480,000	15,800
14	者	480,001	～ 500,000	17,500
15		500,001	～ 520,000	19,100
16		52,0001	～ 540,000	20,800
17		540,001	～ 560,000	22,500
18		560,001	～ 580,000	24,100
19		580,001	～ 600,000	25,800
20		600,001	～ 640,000	27,500
21		640,001	～ 680,000	30,800
22		680,001	～ 720,000	34,100
23		720,001	～ 760,000	37,500
24		760,001	～ 800,000	39,800
25		800,001	～ 840,000	41,800
26		840,001	～ 880,000	43,800
27		880,001	～ 920,000	45,800
28		920,001	～ 960,000	47,800
29		960,001	～ 1,000,000	49,800
30		1,000,001	～ 1,040,000	51,800

		による支援給付受給者（以下、「被保護者等」という。）		
		前年分の対象収入額の年額区分		
2	1	0 円～	270,000円	0
3	階	270,001	～ 280,000	1,000
4	層	280,001	～ 300,000	1,800
5	に	300,001	～ 320,000	3,400
6	該	320,001	～ 340,000	4,700
7	当	340,001	～ 360,000	5,800
8	す	360,001	～ 380,000	7,500
9	る	38,0001	～ 400,000	9,100
10	者	400,001	～ 420,000	10,800
11	以	420,001	～ 440,000	12,500
12	外	440,001	～ 460,000	14,100
13	の	460,001	～ 480,000	15,800
14	者	480,001	～ 500,000	17,500
15		500,001	～ 520,000	19,100
16		52,0001	～ 540,000	20,800
17		540,001	～ 560,000	22,500
18		560,001	～ 580,000	24,100
19		580,001	～ 600,000	25,800
20		600,001	～ 640,000	27,500
21		640,001	～ 680,000	30,800
22		680,001	～ 720,000	34,100
23		720,001	～ 760,000	37,500
24		760,001	～ 800,000	39,800
25		800,001	～ 840,000	41,800
26		840,001	～ 880,000	43,800
27		880,001	～ 920,000	45,800
28		920,001	～ 960,000	47,800
29		960,001	～ 1,000,000	49,800
30		1,000,001	～ 1,040,000	51,800

31	1,040,001 ~	1,080,000	54,400
32	1,080,001 ~	1,120,000	57,100
33	1,120,001 ~	1,160,000	59,800
34	1,160,001 ~	1,200,000	62,400
35	1,200,001 ~	1,260,000	65,100
36	1,260,001 ~	1,320,000	69,100
37	1,320,001 ~	1,380,000	73,100
38	1,380,001 ~	1,440,000	77,100
39	1,440,001 ~	1,500,000	81,100
40	1,500,001円以上		(対象収入額 - 150万円) × 0.9 ÷ 12月 + 81,000円 (100円未満切り捨て)

(注)

- 1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

(2) ~ (6) (略)

31	1,040,001 ~	1,080,000	54,400
32	1,080,001 ~	1,120,000	57,100
33	1,120,001 ~	1,160,000	59,800
34	1,160,001 ~	1,200,000	62,400
35	1,200,001 ~	1,260,000	65,100
36	1,260,001 ~	1,320,000	69,100
37	1,320,001 ~	1,380,000	73,100
38	1,380,001 ~	1,440,000	77,100
39	1,440,001 ~	1,500,000	81,100
40	1,500,001円以上		(対象収入額 - 150万円) × 0.9 ÷ 12月 + 81,000円 (100円未満切り捨て)

(注)

- 1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

(2) ~ (6) (略)